

第 14 号議案

市貝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に
ついて

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和 8 (2026) 年 1 月 29 日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都政第 324 号

令和 8 (2026) 年 1 月 22 日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

市貝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に
ついて

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1
項の規定により、次のように審議会に付議します。

市貝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

計画書 計画書は別冊のとおり

位置図

